

# 官庁営繕事業の事業評価概要

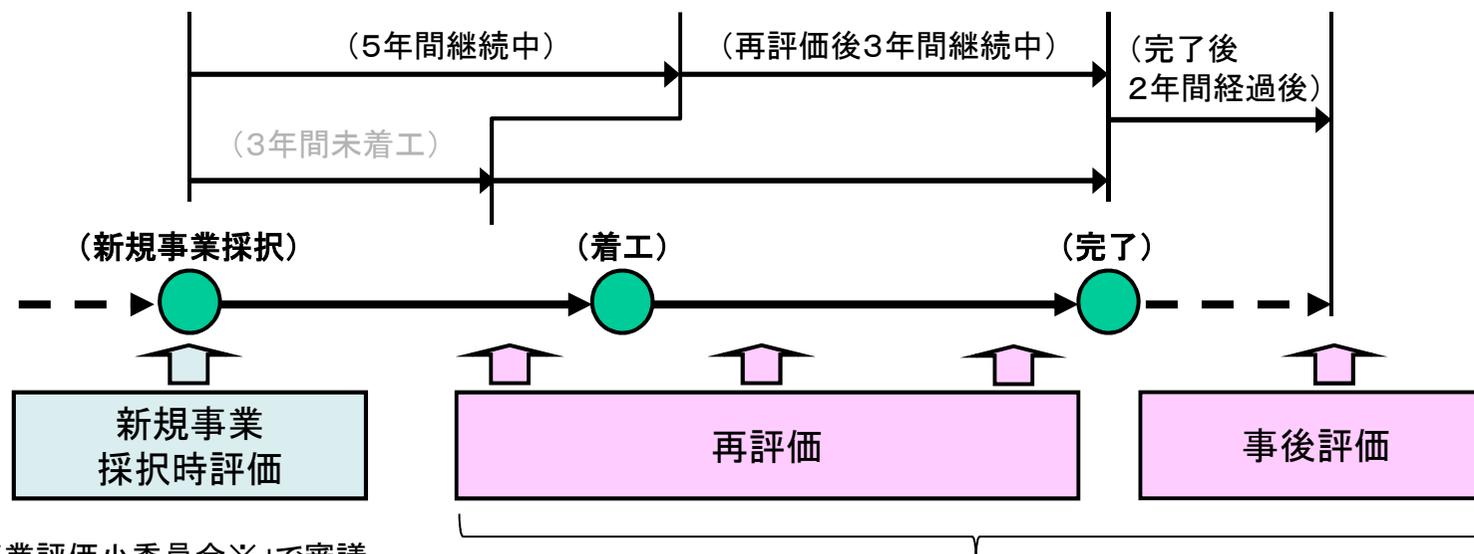
---

# 1. 事業評価の概要

## 〈 事業評価の位置付け 〉

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法:平成14年4月1日施行)に基づく政策評価として実施
- 国土交通省が所管する全ての公共事業を対象(維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く)として、事業の実施を決定する前(事前)及び決定後(事後)に評価を実施
- 官庁営繕事業にあっては「新営事業」を対象

## 〈 官庁営繕事業の事業評価(流れ) 〉



「事業評価小委員会※」で審議

※ 社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会に設置

「事業評価監視委員会」で審議

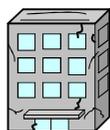
※※ 評価手法については、「評価手法研究委員会」で審議

## 2. 事後評価の手法

### ①事業計画の必要性

現在使用中の建物の状況を評価  
⇒100点(評点)以上の場合、  
必要性ありと評価

老朽



狭あい



施設の不備

(耐震性能の不足等)



その他、

借用返還

分散

地域連携

法令等

立地条件不良

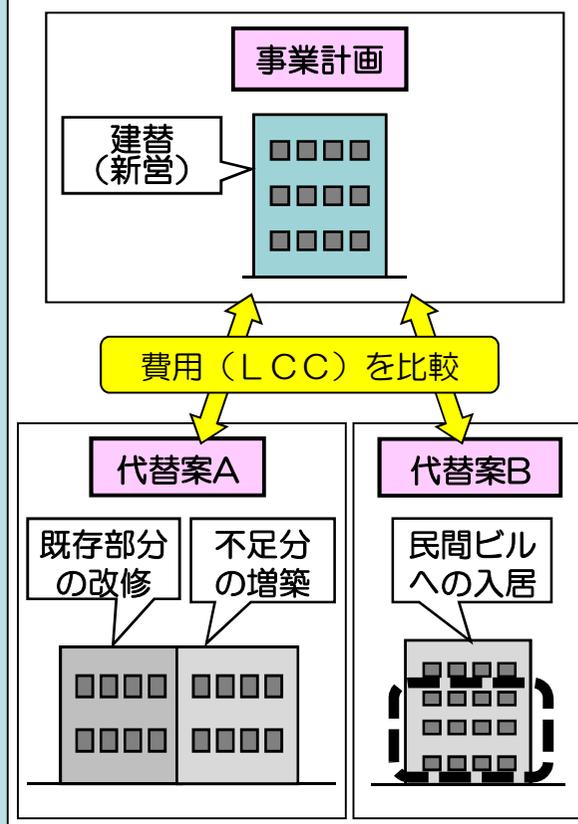
...などの項目について評価

現在使用中の建物に問題が多い  
ほど評点が高い

### ②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案の有無を検討  
・想定できない場合  
・想定できる場合で、経済比較の結果、  
代替案より事業案が経済的な場合  
⇒いずれかの場合、100点

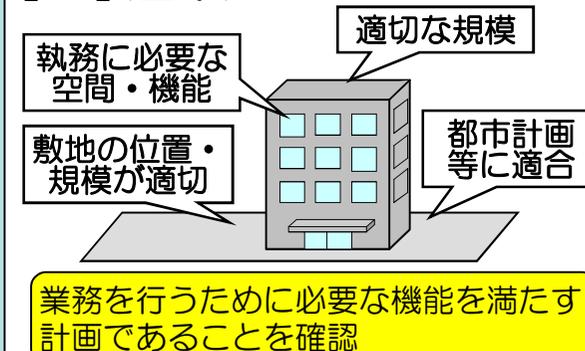
【代替案が想定できる場合(例)】



### ③事業計画の効果

- ・B1(業務を行うための基本機能)  
⇒100点(評点)以上であることを確認
- ・B2(施策に基づく付加機能)  
⇒事業の特性に合致した施策が計画されていることを確認

【B1】(基本)



【B2】(施策)

